

地方独立行政法泉佐野市行政事務サービスセンターに対する評価の基本方針

令和 5 年 2 月 13 日
地方独立行政法人泉佐野市行政事務
サービスセンター評価委員会決定

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 87 条の 10 第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター（以下、「法人」という。）に対する評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、年度目標及び毎年度の事業計画の達成状況等及び泉佐野市地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年泉佐野市規則第 19 号）（以下、「規則」という。）第 10 条に規定する事業期間（以下、「規則に定める期間」という。）における年度目標に定める業務に係る業務運営の改善及び効率化の実施状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、年度目標及び事業計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。

2 評価方法

評価は、毎事業年度終了時に実施する「年度評価」と規則に定める期間の最後の事業年度に実施する「事業期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

(1)年度評価

- ① 事業計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- ② 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに泉佐野市（以下、「市」という。）において、検証、評価又は進捗状況の確認を行う。
- ③ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

(2)事業期間評価

- ① 規則に定める期間における各年度目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。
- ② 規則に定める期間における各年度目標に定める業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、業務実績全体について総合的に評価する。

- ③ 規則に定める期間の評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

3 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務運営改善のために必要な措置を講ずることの命令の必要性及び組織のあり方等に関する検討の際には、各年度の評価及び事業期間評価の結果を活用するものとする。
- (3) 毎年度目標の策定及び事業期間評価に対して、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が意見を述べる際には、規則に定める期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

4 評価の進め方

(1)報告書の提出

法人は、各事業年度及び規則に定める期間終了後 3 か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を市に提出するものとする。

(2)評価の実施

市は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、評価委員会の意見等を踏まえ、総合的な評価を行う。

(3)意見申立て機会の付与

市は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

5 目標・計画を策定する際の留意点

法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。